

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局管理者の皆さまへ

～医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度のユーザ登録申請手順のご案内～

ひな型
(本資料は都道府県
で適宜内容を修正し
利用者登録の周知に
ご利用いただけます)

令和6年1月の「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」の定期報告に向けた準備について

～G-MISでの報告入力に使用するユーザの登録申請をお願いします～

ユーザの登録申請方法

※令和5年4月から6月の申請期間における手順であり、申請期間が終了した後（7月以降）は使用できません

1. 都道府県からの依頼に基づき申請作業をされる病院等、及び薬局のご担当の方は、以下の厚生労働省のホームページを開いてください。

厚生労働省 G-MIS ホームページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

二次元コード

2. 厚生労働省 G-MIS ホームページ より、**新規ユーザ登録申請(システム移行期間限定)**に関するマニュアルを開いてください。
3. マニュアルの表紙に記載されているURLからユーザ登録申請画面を開き、マニュアルの手順に従い、登録申請を行ってください。



1. 厚生労働省のホームページを開く
2. マニュアルを開く (1ページ目)
3. 申請画面を開き、ユーザ登録申請を行う

厚生労働省 G-MISに関するマニュアルなど

- G-MIS操作マニュアル(医療機関用)
- G-MIS操作マニュアル(自治体用)
- G-MIS操作マニュアル(緊急配布)※医療機関用
- G-MIS操作マニュアル(緊急配布)※とりまと団体用
- G-MIS操作マニュアル(緊急配布)※自治体用
- G-MIS 緊急配布に関するマニュアル [PDF]
- ・別紙2 エクセルデータ
- ・別紙3 エクセルデータ

○医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度の報告用アカウントの申請
都道府県からの周知に基づき、報告用アカウントを申請する病院等、薬局の方は
以下のリンクからマニュアルを参照してください。
[G-MIS 新規ユーザ登録申請マニュアル\(システム移行期間限定\)](#) **(NEW)**

また、報告用ユーザの申請に関するQ&Aは以下リンクをご確認ください。
[G-MIS 新規ユーザ登録申請に関するQ&A](#) **(NEW)**

医療機能・薬局機能情報提供制度
新規ユーザ登録申請
操作マニュアル Ver 1.00

令和5年3月24日
厚生労働省 G-MIS事務局

新規ユーザ登録申請ページは以下URLからアクセスしてください。
操作マニュアルの表紙に沿って利用者データの申請をお願いします。
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-registration-form>

申請画面のURLは
マニュアル内に掲載されます

マニュアルは令和5年
4月1日に掲載されます

G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内

G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報連携の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ正確に実施するためのプラットフォームとして運用しております。

病院等及び薬局の皆様には、調査・報告等へのご協力のためページにて登録の旨を入手し、申請いただいた後、郵送を開始いたします。ユーザ発行が完了しましたら、ご入力いただいたメールアドレスへ「調査・報告」等の「医療機能情報提供制度」に関する電子メールを送付いたします。

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

メールアドレス登録

最初に登録可能な電子メールアドレスを入力してください。※メールアドレスは1つで登録可能で、必要に応じて複数登録も可能です。

※メールアドレスの変更設定をしている場合は、info@g-mis.mhlw.go.jpより変更できるように設定してください。

*メールアドレス

私はロボットではありません

申請するユーザに設定するメールアドレス
(認証コードが送信されるため申請者が受け取れるアドレス)を入力するところから、
マニュアルに従い登録申請を行ってください。

<ユーザ登録申請の利用方法等に関するお問い合わせは、こちらまでお願いします> 外国語対応不可
厚生労働省 G-MIS事務局 電話：0570-783-872 (平日9時～17時。土日祝日を除く)